

**【返還の猶予を申し出ることができる事由】**

事 由		猶予期間	猶予申出書に添付する証明書類	申出可能な限度
1. 災害・事故	借受者が災害にあったとき(偶発的事故含む)	1年以内	警察・消防その他官公署が発行する証明書のコピー	事由が継続する場合は、申し出ることができる
2. 疾病・傷病	借受者の長期の疾病・傷病による		医師の診断書(原本)【注1】	
3. 経済的困窮	借受者の属する世帯が生活保護を受けているとき、又はこれと同程度に生活が困窮しているとき【注2】		(1)生活保護受給者の場合 生活保護の受給証明書(原本) (2)生活保護受給者ではない場合 借受者が属する世帯の構成・所得を証明する書類 (例:住民票(世帯全員の記載があるもの)及び課税(非課税)証明書等)【注3】	
4. 在学中	(1)借受者が高等学校、高等専門学校、専修学校(高等課程・専門課程)、大学、大学院に在学するとき【注4】	1年度内(4月から翌年3月)	<b>在学証明書(原本)</b> (当該年度の4月1日以降に発行されたもの) ※学生証のコピーは不可	
	(2)高等学校などで在学中に貸付を辞退したときや、貸付期間が満了しているが在学しているとき	【注5】		
	(3)留学の場合	1年度内	<b>在学証明書(原本)</b> (留学(在籍)期間が記載されたもの) ※必ず日本語訳を添付すること	
5. 資格取得中 ・知識技能習得中	借受者が職業に必要な資格取得の準備中、又は職業上必要な知識技能の習得中	1年以内	・事由を証明する書類 ・マイナポータル健康保険証等情報画面又は資格確認書のコピー(奨学生が被扶養者であることがわかるもの。国保不可)【注6】	事由が継続する場合、3年以内の期間
6. 進学準備中	借受者が大学又は大学院への進学準備中	1年度内(4月から翌年3月)	(1)予備校在学の場合 予備校の在学証明書(原本)【注4】 (2)自宅学習の場合 お問い合わせください。	
7. その他	その他やむを得ない事情によるもの	1年以内	お問い合わせください。	事由が継続する場合は、申し出ることができる

【注1】 診断書には疾病・傷病を理由として、治療期間及び就労が困難であることの記載が必要です。

【注2】 単に無職や失業中、専業主婦、妊娠及び育児中であることは猶予事由に該当しません。詳しくはお問い合わせください。

【注3】 所得を証明する書類とは「所得証明書」「課税証明書」「非課税証明書」などです。現在、減収している場合は直近2か月分の給与明細等を追加提出してください。詳しくはお問い合わせください。

【注4】 大学等の通信教育課程や聴講生としての在学、週に1～2回程度の各種学校等への在籍、収入がある研修生、返還困難と推定できない場合は、返還猶予の承認がされないことがあります。

【注5】 継続して猶予を希望する場合でも、進級するごとに猶予の申し出が必要となります。

【注6】 保険者番号、被保険者記号・番号は黒塗りするなど見えないようにしてください。国民健康保険に加入している場合はお問い合わせください。